

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

	ページ
告示	
①鳥獣保護区の存続期間の更新 (中山間地域 対策課)	1
②特別保護地区の指定 (〃)	1
③特定獣具使用禁止区域(銃)の指定 (〃)	1
④大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	4
高知県公営企業局訓令	
①高知県公営企業局建設工事検査規程の一部を改正する訓令	5
②高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令	5
③高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令	5
高知県教育委員会告示	
①博物館に相当する施設の指定の取消し(教育委員会事務局生涯学習課)	5
高知県公安委員会告示	
①告示(口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止)の一部改正	5
高知県選挙管理委員会告示	
①告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正(7・14掲示)	6
正誤	
①正誤(令7・6・20付け告示)	7

## 告示

## 高知県告示第496号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した須崎湾鳥獣保護区、荒瀬山鳥獣保護区及び姫島鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続

期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和7年7月25日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
須崎湾 鳥獣保護区	須崎市多ノ郷の国道56号と県道須崎仁ノとの交点を起点とし、同所から同県道を北東進し県道野見港との接点に至り、同所から同県道を南東進し港川左岸との交点(大谷橋東詰め)に至り、同所から同左岸を南進し大谷川河口の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南進し同市蜂ヶ尻の西端を経て同市中ノ島の南東端に至り、同所から須崎湾を挟んだ対岸の同市と高岡郡中土佐町との境界と満潮位の海岸線との接点を見通す線を直進し同接点に至り、同所から同境界を北西進し県道久礼須崎との交点に至り、同所から同県道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北進し安和川左岸との交点(安和橋北詰め)に至り、同所から同左岸を南東進し同川河口の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北東進し日鉄鉱業株式会社の集石用地と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を北西進し市道角谷線との接点に至り、同所から同市道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで
荒瀬山 鳥獣保護区	宿毛市坂ノ下の宿毛市有林の境界と保安林管理道との接点を起点とし、同所から同境界を東進し通称地蔵平の堰堤に至り、同所から同境界を北西進し通称アラセ堂谷に至り、同所から同境界を北西進し松田川左岸との交点に至り、同所から同境界を北東進し土佐くろしお鉄道株式会社中村宿毛線のトンネル西口に至り、同所から同境界を南東進し通称孫九谷に至り、同所から同	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

境界を南東進し荒瀬山の山頂に至り、同所から同境界を南西進及び西進し市道宿毛都賀ノ川線との接点に至り、同所から同境界を北西進し通称長尾平に至り、同所から同境界を南東進し通称水下シに至り、同所から同境界を北進して起点に達する線に囲まれた区域

姫島鳥 獣保護 区	宿毛市姫島の区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで
-----------------	----------	---------------------------

## 高知県告示第497号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和7年7月25日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
姫島特別保護地区	宿毛市姫島の区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

## 高知県告示第498号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定獣具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定獣具の種類
小島特	安芸郡北川村小島の国道493	令和7年11月	銃器

定獵具 使用禁止区域 (銃)	号線と村道東岸線との接点を起点とし、同所から同国道を東進、北東進及び東進し更に同村小島222番地2から奈半利川を横断し村道水谷線の水谷橋に至り、同所から同村道を西進及び南西進し村道東洋線との接点に至り、同所から同村道を北東進し小島橋を経て起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和17年11 月14日まで			定獵具 使用禁止区域 (銃)	本停車場と市道入谷線との接点を起点とし、同所から同市道を東進及び北東進し市道東宇山鶴戸線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道下有岡線との接点に至り、同所から同市道を西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和17年11 月14日まで			接点に至り、同所から同市道を北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北進及び北西進し市道春野町478号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道春野町27号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道春野町800号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道春野町799号との接点に至り、同所から同市道を北進及び東進し市道春野町28号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道弘岡下種崎との接点に至り、同所から同県道を南東進及び東進し市道春野町31号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を南進し市道春野町909号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同県道との接点に至り、同所から南に直進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し通称文庫鼻を経て仁淀川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し更にう回した地点から仁淀川河口導流堤の突端を見通す線を直進し同導流堤に至り、同所から同導流堤左岸を北西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	
川北特 定獵具 使用禁止区域 (銃)	安芸市前島の県道奈比賀川北と市道西ノ島中村線との接点を起点とし、同所から同市道を北進、南西進及び西進し県道宮ノ上川北との接点に至り、同所から同県道を南進し安芸橋東詰めに至り、同所から同橋を西進し県道高台寺川北との接点（同橋西詰め）に至り、同所から同県道を北進し中之橋西詰めに至り、同所から同橋を東進し安芸川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し江川川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北東進しこう谷左岸との接点に至り、同所から同左岸を東進し尾根に至り、同所から同尾根を北進し荒地ヶ谷右岸との接点（三角点（標高281.8メートル））に至り、同所から同右岸を南進し四国電力株式会社の高圧送電線の直下との交点に至り、同所から同高圧送電線の直下を南東進し尾根との交点（同高圧送電線のNo.42の鉄塔）に至り、同所から同尾根を北東進及び北進し県道奈比賀川北に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東進し同県道に至り、同所から同県道を南進、南東進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11 月15日から 令和17年11 月14日まで	銃器		宮ノ口 佐岡特 定獵具 使用禁止区域 (銃)	香美市土佐山田町楠目の国道195号と県道日ノ御子土佐山田との接点（香我美橋西詰め）を起点とし、同所から同県道を北進及び東進し合併前の旧香美郡土佐山田町と旧香美郡香北町との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同境界と同国道との交点に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11 月15日から 令和17年11 月14日まで	銃器			
					仁ノ特 定獵具 使用禁止区域 (銃)	高知市春野町西畠の県道春野赤岡と旧県道春野赤岡との接点を起点とし、同所から同旧県道を南東進し県道高知春野との接点に至り、同所から同県道を北東進及び南東進し同市春野町仁崎に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し市道春野町12号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道春野町1006号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道春野町1009号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同旧県道との接点に至り、同所から同旧県道を東進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を東進し同旧県道との接点に至り、同所から同旧県道を北東進し県道甲殿弘岡上との接点に至り、同所から同県道を北進し市道春野町944号線との接点に至り、同所から同県道を北進し市道春野町478号線との接点に至り、同所から同県道を北進及び東進し市道春野町28号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道弘岡下種崎との接点に至り、同所から同県道を南東進及び東進し市道春野町31号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を南進し市道春野町909号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同県道との接点に至り、同所から南に直進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し通称文庫鼻を経て仁淀川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し更にう回した地点から仁淀川河口導流堤の突端を見通す線を直進し同導流堤に至り、同所から同導流堤左岸を北西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11 月15日から 令和17年11 月14日まで	銃器			
下分特	香南市香我美町下分の県道岸	令和7年11	銃器		新居特 定獵具 使用禁止区域 (銃)	土佐市新居上ノ村の通称イタ谷口を起点とし、同所から農道を南進し通称イシコロビの鼻の稜線との接点に至り、同所から同稜線を北西進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進し宇佐坂の頂上に至り、同所から稜線を西進しナロ山の山頂に至り、同所から同稜線を北進し塚地新居峠を経て更に南東進	令和7年11 月15日から 令和17年11 月14日まで	銃器			

	して起点に達する線に囲まれた区域										
白菊特定獣具使用禁止区域(銃)	土佐市新居字池ノ浦の県道須崎仁ノにあるとさでん交通バスの池の浦停留所を起点とし、同所から同県道を南西進及び北西進し同県道と市道橋田灘線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び北進し同市立土佐南中学校の裏に至り、同所から黒岩山に通ずる谷を東進し同山の山頂に至り、同所から同市新居字池ノ浦に通ずる稜線を南東進し市道立石池ノ浦線との接点に至り、同所から起点を見通す線を直進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器		一宅(同町永野759-1)の東に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を北東進及び東進して起点に達する線に囲まれた区域(同町永野字上ミカゲ756及び757-1の土地を除く。)				国旅客鉄道株式会社予土線を東進し町道炎谷線との交点に至り、同所から同町道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域		
宮ノ谷特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡日高村宮ノ谷の同郡佐川町と同村との境界と県道柳瀬越知との接点を起点とし、同所から同県道を南東進、北西進及び北東進し村道宮ノ谷岡花線との接点に至り、同所から同村道を東進及び南進しグリーンフィールゴルフクラブゴルフ場の区域の境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び南西進し同町と同村との境界との接点に至り、同所から同境界を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器	作屋特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町作屋の四万十川右岸と県道松原窪川との交点(松葉川橋西詰め)を起点とし、同所から同県道を北西進及び北進し平田川右岸との交点(平田橋東詰め)に至り、同所から同右岸を北進し四万十川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南東進及び南進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器	平田特定獣具使用禁止区域(銃)	宿毛市平田町黒川の市道車岡線と市道平田山田2号線との接点(五反田橋北詰め)を起点とし、同所から同市道を南進し同市平田町黒川字下石丸352番地先の橋梁と稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し同市平田町戸内字城の下に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南西進し城の下橋を経て県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を北西進し国道56号との接点に至り、同所から同国道を東進し市道車岡線との接点に至り、同所から同市道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器
葉山総合センター特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡津野町本村の新莊川右岸と町道春日正尺線との交点(春日橋南詰め)を起点とし、同所から同町道を南西進し林道床鍋川ノ内線との接点に至り、同所から同林道を南西進し同町川ノ内から同町正尺に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し同町道春日正尺線との接点に至り、同所から同町道を北西進し同町正尺の下元信	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器	三島特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町昭和の四万十川の河川内にある三島の北端を起点とし、同所から東に直進し同川左岸に至り、同所から同左岸を南進し同三島の南端から東を見通す線との接点に至り、同所から同三島の南端を見通す線を直進し同川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北進し同三島の北端から西を見通す線との接点に至り、同所から東に直進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器	尻貝特定獣具使用禁止区域(銃)	幡多郡大月町周防形の町道青石線と旧町道青石線との接点(オゾイ川出会い橋東詰め)を起点とし、同所から同町道を南東進し青石川との接点(滝ノ宮橋西詰め)に至り、同所から同橋に通ずる稜線を南西進し岩井崎山の山頂を経て更に西進し尻貝の浜の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北西進し同浜の北端に至り、同所から大月エコロジーキャンプ場内にある園路の南端を見通す線を直進し同園路の南端に至り、同所から同キャンプ場内にある幹線道路を北東進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器
				昭和特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡四万十町昭和の国道381号の三島トンネル西口を起点とし、同所から南北方向230度を見通す線を直進し四万十川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し県道昭和中村との接点(昭和大橋南詰め)に至り、同所から同県道を北進し同国道との接点に至り、同所から北に直進し四国旅客鉄道株式会社予土線に至り、同所から四	令和7年11月15日から令和17年11月14日まで	銃器	伊尾木	安芸市伊尾木の国道55号と県	令和7年11	銃器

東山特定獣具使用禁止区域 (銃)	道大久保伊尾木との接点を起点とし、同所から同県道を北進し林道奥栗一の谷線との接点（大谷川橋東詰め）に至り、同所から同林道を東進、北東進、南東進及び北東進し同市伊尾木字クラガリ谷に至り、同所からクラガリ谷を南西進し河野谷川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南西進し同国道との交点（河野橋西詰め）に至り、同所から同国道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和17年11 月14日まで
鍋島特定獣具使用禁止区域 (銃)	四万十市鍋島の県道下田港の竹島橋南詰めを起点とし、同所から市谷池を結ぶ線を直進し市谷池北岸に至り、同所から岡崎池1を結ぶ線を直進し岡崎池1東岸に至り、同所から四国電力株式会社の電柱シモダ105E7を結ぶ線を直進し、電柱シモダ105E7に至り、同所から四国電力株式会社の電柱シモダ111E14N3を結ぶ線を直進し、電柱シモダ111E14N3に至り、同所から四国電力株式会社の電柱シモダ111E14を結ぶ線を直進し、電柱シモダ111E14に至り、同所から四国電力株式会社の電柱シモダ111E28を結ぶ線を直進し、電柱シモダ111E28に至り、同所から電柱シモダ143を結ぶ線を直進し、電柱シモダ143に至り、同所から市道竹島堤防線にある四国電力株式会社の電柱ナベシマ6S3を見通す線を直進し、竹島川右岸に至り、同所から竹島川右岸を北西進し、同市道と市道鍋島保育所線との交点に至り、同所から同右岸を北西進し、鍋島小橋西詰めとの交点に至り、同橋を東進し、鍋島橋東詰めに至り、同所から竹島川右岸を北進して起	令和7年11 月15日から 令和17年11 月14日まで

点に達する線に囲まれた区域	
川登特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	四万十市川登の国道441号と 諏訪川との交点を起点とし、同 所から同川を南西進し四万十川 左岸との接点に至り、同所から 同左岸を南東進し県道有岡川登 との交点（川登大橋北詰め）に 至り、同所から同県道を北東進 し同国道との交点に至り、同所 から同国道を北西進して起点に 達する線に囲まれた区域

## 高知県告示第499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和7年7月25日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

(1) 届出者の名称

ア 大和ハウスリ  
役 伊藤 光博

イ 三菱HCキャビ  
締役 野々口 剛

(2) 届出者の住所

ア 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

イ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(3) 大根模小壺店舗の名称及び所在地

パワーセンター高知

高知市介良字長丁317番1ほか

## 高知市介護手帳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役	愛知県名古屋市

	水野 敦之	中区丸の内二丁目 9 番40号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4-14
株式会社チョダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
株式会社テネイシャス	代表取締役 佐々木 勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目 3 番10号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

(麥更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 水野 敦之	愛知県名古屋市 中区丸の内二丁目 9番40号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市 西条吉行東一丁目 4番14号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社テネイシャス	代表取締役 佐々木 勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目 3番10号

株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結藏	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

(5) 変更年月日  
平成29年11月22日

(6) 変更理由  
小売業者の入店のため

2 届出年月日  
令和7年6月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
高知市役所

4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**公 営 企 業 局 訓 令**

**高知県公営企業局訓令第4号**

本 局  
各事業所

高知県公営企業局建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月25日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏  
高知県公営企業局建設工事検査規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局建設工事検査規程(平成18年4月高知県企業局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「契約金額」を「契約対象金額」に、「200万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年7月25日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示**

**高知県教育委員会告示第6号**

第3条第2項第1号中「1件の請負対象金額」を「当初の1件の請負対象金額(当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び第3号中「1件の請負対象金額」を「当初の1件の請負対象金額」に改める。

第13条中「契約金額」を「請負対象金額」に、「250万円」を「400万円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年7月25日から施行する。

**高知県公営企業局訓令第5号**

本 局  
各事業所

高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月25日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

**高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令**

高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程(平成18年4月高知県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「自らの安全について」を「危険予防については、受注者に対して、仕様書等に定められた安全対策を励行するよう指導するとともに、自らの安全についても」に改める。

第32条中「契約金額」を「契約対象金額」に、「100万円」を「200万円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年7月25日から施行する。

**高知県公営企業局訓令第6号**

本 局  
各事業所

高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月25日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

**高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程の一部を改正する訓令**

高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程(平成18年4月高知県企業局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「契約金額」を「契約対象金額」に、「100万円」を「200万円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年7月25日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示**

博物館法(昭和26年法律第285号)第31条第2項の規定に基づき博物館に相当する施設としての指定を令和7年7月23日に取り消したので、同条第3項及び高知県博物館の登録に関する規則(令和5年高知県教育委員会規則第6号)第6条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月25日

高知県教育長 今城 純子

設置者の名称	設置者の住所	施設の名称	施設の所在地
公益財団法人龍河洞保存会	香美市土佐山田町逆川1424	龍河洞博物館	香美市土佐山田町逆川1434

**公 安 委 員 会 告 示**

**高知県公安委員会告示第20号**

令和5年4月高知県公安委員会告示第7号(口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

令和7年7月25日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

表を次のように改める。

口頭により開示の求めができる保有個人情報の項目		口頭により保有個人情報の開示の求めができる場所
試験等の名称	提供する内容	
警備員指導教育責任者講習修了考査	修了考査の得点	合格発表日の翌日から1月間
		高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
		合格発表日の日(提供が可能となる時刻以降に限る。) 警備員指導教育責任者講習修了考査の会場
警備員検定	学科試験及び実技試験の得点	合格発表日の翌日から1月間
		高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	警備員検定の検定会場					
猟銃等初心者講習考查	考查の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課	駐車監視員資格者講習修了考查	考查の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部交通部交通指導課	
		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	猟銃等初心者講習考查の考查会場			合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	駐車監視員資格者講習修了考查の考查会場	
クロスボウ初心者講習考查	考查の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課	運転免許試験	学科試験及び技能試験の得点	合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	運転免許試験の受験申請先の高知県警察本部交通部運転免許センター及び警察署（分庁舎を含む。）	
		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	クロスボウ初心者講習考查の考查会場			合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	運転免許試験の受験申請先の高知県警察本部交通部運転免許センター及び警察署（分庁舎を含む。）	
猟銃技能検定	検定試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課	選挙管理委員会告示		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	高知県選挙管理委員会告示第52号	
		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	猟銃技能検定の検定会場			合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。	
<p>平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年7月14日（掲示済） 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司</p> <p>2 老人ホームの表中「四十市右山1973番地2」を「四十市右山1973番地6」に改める。</p>								
空気銃年少射撃資格認定講習考查	考查の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課			合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	高知県選挙管理委員会告示第52号	
		合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	空気銃年少射撃資格認定講習考查の考查会場			合格発表の日 (提供が可能となる時刻以降に限る。)	高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。	

## 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令7・6・20	10746	○告示	1	中 (16)	令和7年4月高知県告示第348号	令和6年4月高知県告示第348号
		○告示	2	左 (13)	令和7年4月高知県告示第350号	令和6年4月高知県告示第350号
		○告示	2	中 (2)	令和7年4月高知県告示第351号	令和6年4月高知県告示第351号
		○告示	2	中 (30)	令和7年4月高知県告示第352号	令和6年4月高知県告示第352号